

日本の化学物質対策の現状

日本においても、生態系の保全は環境政策の基本に位置づけられています。

- 環境基本法では……環境は生態系が微妙なバランスを保つことによって成り立っていることをふまえ、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう環境の保全を適切に行わなければならないと明記されています。
- 環境基本計画では……健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保することが、長期目標として定められており、化学物質対策については、その基本的方向として、生態系への化学物質の影響の重要性を踏まえその適切な評価や管理を推進するとしています。
- 「新・生物多様性国家戦略」は……「自然と共生する社会」を実現するための政府のトータルプランとして平成14年3月に策定され、その中に生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策の推進が位置づけられました。

しかし、これまでの化学物質対策においては、人の健康保護に重点が置かれ、生態系保全について十分な取り組みは行われてきませんでした。

	人の健康保護の観点	生態系保全の観点
化学物質審査規制法	○	×
農薬取締法	○	△*
水質環境基準	○	×**
PRTR制度***	○	○

* 日本では水産動植物や家畜への被害防止のための基準が設定され、登録申請の際にはそういった動植物への影響に関する試験の提出が義務づけられていますが、野生生物や生態系に対する影響を評価するシステムは整備されていません。

** COD、窒素や磷のような、生活環境項目と呼ばれる環境基準においては、富栄養化による水産魚介類などへの影響を考慮していますが、いわゆる有害化学物質の環境基準は人の健康影響のみが考慮されています。

*** PRTR制度：有害性のある化学物質の環境中への排出量を事業者が届け出て国が集計し公表する仕組みで、平成11年に法制化されました。平成14年末を目途に最初の集計結果が公表される予定です。

2002年1月に公表されたOECDによる日本の環境保全成果レビューでは、「生態系の保全は、日本の化学物質管理政策の目的に一般的には健康の保護と並ぶ形で含まれていない」として、「化学物質管理の効果及び効率をさらに向上させるとともに、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること」と勧告されました。また、水質についても「生態系保全に係る水質目標を導入すること」と勧告されています。

